

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No.10
(1)	(2)	(1)	(3)	(5)	(5)	(2)	(4)	(4)	(3)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
85%	80%	60%	80%	88%	92%	88%	85%	88%	96%

1 財産権

正解 (1)

- (1) 誤り。 財産権は、その性質上、外国人に対しても保障が及ぶ。しかし、経済的自由権である財産権は、国の政策による合理的な制約を受けるものであり、外国人の財産権を日本国民よりも厳しく制約することも認められる。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 憲法 29 条 2 項が「法律で」と定めるのは、政令などの命令によって財産権の内容を定めることができないことを意味する。地方公共団体が条例により財産権の内容や、その制限を定めることは、憲法が条例制定権を認めていること(憲法 94 条)などから、肯定的に解されている(最大判昭 38・6・26 奈良県ため池条例事件)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり(最大判昭 53・7・12)。

2 裁判所

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり(憲法 76 条 2 項後段)。
- (2) 誤り。 裁判官に対する懲戒の権限は、裁判所自身にのみ与えられており、行政機関が懲戒処分を行うことはできない(憲法 78 条後段)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり(憲法 77 条 1 項、2 項)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり(憲法 79 条 6 項、80 条 2 項)。
- (5) 正しい。 憲法 76 条 2 項前段が設置を禁止している「特別裁判所」とは、通常裁判所の系列外に設けられ、これと全く連絡のない裁判所をいう。裁判官弾劾裁判所(憲法 64 条 1 項)は、憲法が例外として認めた特別裁判所である。

3 地方自治法

正解 (1)

- (1) 誤り。普通地方公共団体の議会は、議員に対する懲罰権を有するが、懲罰の対象となるのは、地方自治法、会議規則及び委員会に関する条例に違反する議員の行為に限られる（自治法 134 条 1 項）。判例も、議会の運営と全く関係のない議員の議場外における個人的行為は、懲罰事由とすることができないとしている（最判昭 28・11・20）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（自治法 141 条 1 項、2 項）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（自治法 112 条 1 項ただし書）。予算についての議案提出権は、普通地方公共団体の長に専属する（自治法 149 条 1 号、2 号）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（自治法 14 条 3 項）。
- (5) 正しい。 住民監査請求（自治法 242 条 1 項）は、違法・不当な財務会計上の行為及び違法・不当な公金の賦課・徴収等を怠る事実について、普通地方公共団体が被った損害を補填するために必要な措置を講ずることを求めるものである。請求権者は、当該普通地方公共団体の住民であることで足り、日本国籍・選挙権の有無や自然人であるか法人であるかを問わない。

4 警職法 7 条

正解 (3)

- (1) 正しい。 警職法 7 条にいう「犯人」については枝文のとおり。
- (2) 正しい。 けん銃を単に取り出すことは、相手方を畏怖させるためのものでない限り、使用の準備段階にすぎないものであるから、警職法 7 条にいう武器の使用には当たらない。
- (3) 誤り。 警職法 7 条には、人に危害を与える武器の使用の要件の 1 つに、刑法 36 条の正当防衛に該当する場合が定められている。この場合には、武器の使用により人に死傷の結果が発生したとしても、適法な職務執行によるものであるから、違法性が阻却され、刑事上の責任のみならず、民事上の責任や行政上の責任も負わない。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（警職法 7 条本文）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（警職法 7 条 2 号）。

5 実行の着手

正解 (5)

- (1) 正しい。 放火罪の実行の着手は、目的物の焼損に対して原因を与える行為を開始した時に認められる。目的物に対して直接点火する場合のみならず、媒介物を利用する場合にも実行の着手が認められる (大判大 12・11・12)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (最決昭 29・5・6)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (東京地判平 2・11・15、山口簡判平 2・10・1)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 誤り。 保険金詐欺については、詐欺の目的を秘して保険契約を締結した時点ではなく、実際に保険会社に対して保険金の支払を請求した時点で詐欺罪の実行の着手が認められる (大判大 12・3・15、大判昭 7・6・15)。

6 逃走罪

正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (仙台高判昭 33・9・24)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (刑法 98 条)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 誤り。 加重逃走罪における「損壊」とは、物理的損壊を意味する。例えば、列車で護送中の被拘禁者が逃走の手段として手錠や捕縄を外し、かつ、手錠を車外に投げ捨てる行為は、戒具の実質に物理的損壊を加えない限り、損壊とはいえない (広島高判昭 31・12・25)。

7 強盗罪

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 23・11・18)。
- (2) 誤り。 強盗罪における脅迫は、脅迫罪 (刑法 222 条) や強要罪 (刑法 223 条) の場合とは異なり、告知された害悪の内容が、被害者又はその親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対する加害に限定されていない。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 23・12・24)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

8 領置 正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 221 条)。
- (2) 正しい。 領置は押収の一種であり、押収物については、錠を外し、封を開き、その他必要な処分をすることができる (刑訴法 222 条 1 項・111 条 2 項)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 誤り。 医師が、診療のために血液を採取した場合に、当該医師から残余血液の任意提出を受けて領置することは適法である (福岡高判昭 50・3・11)。しかし、診療の必要もないのに、専ら捜査上の必要から、医師に血液を採取させ、当該医師から任意提出を受け領置することは違法である (仙台高判昭 47・1・25)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

9 通常逮捕 正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 199 条 1 項、刑訴規則 143 条の 3)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 220 条 1 項 1 号、3 項)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 199 条 1 項ただし書)。
- (4) 誤り。 逮捕状の緊急執行を行った場合、逮捕後できる限り速やかに逮捕状を被疑者に示さなければならない (刑訴法 201 条 2 項・73 条 3 項ただし書)。逮捕状を紛失した場合には、逮捕状を被疑者に提示することは不可能であるから、逮捕状の緊急執行は認められない。この場合には、逮捕状を再請求する必要がある。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 199 条 3 項、刑訴規則 142 条 1 項 8 号)。

10 還付・仮還付 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法 222 条 1 項・124 条 1 項)。
- (3) 誤り。 押収物が贓物で留置の必要がない場合は、被害者に還付すべき理由が明らかなきに限り、これを被害者に還付しなければならない (刑訴法 222 条 1 項・124 条 1 項)。被害現金で購入した財物は、盗品等と同一性がないため、贓物には当たらず、被害者に還付することはできない。
- (4) 正しい。 押収物で留置の必要がないものは還付しなければならないが

(刑訴法 222 条 1 項・123 条 1 項)、捜査上必要がある場合には、留置の必要が認められるため、還付請求を拒否できる。

- (5) 正しい。被押収者は、押収物について、留置の必要がないことを理由に還付請求をすることができ、これに対して捜査機関が還付をしない場合には、「押収物の還付に関する処分に不服がある者」(刑訴法 430 条)として、準抗告をすることができる。